2019年フロン排出抑制法改正の概要 （ 参 考 ）

○機器廃棄時のフロン回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。

○2020年4月1日より施行

ユーザー（廃棄等実施者）

【機器廃棄の際の取組】

* 都道府県の指導監督の実効性向上

-ユーザーがフロン回収を⾏わない違反に対する直接罰の導入

（改正前︓間接罰（指導→勧告→命令→罰則の４段階） ⇒ 直接罰（１段階）へ）

* 廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明（引取証明書の写し）の交付を義務付け

（充塡回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く。）

解体業者等（解体工事元請業者）

【建物解体時の機器廃棄の際の取組】

* 都道府県による指導監督の実効性向上

-建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け

-解体現場等への⽴入検査等の対象範囲拡⼤

-解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け等

廃棄物・リサイクル業者等（引取等実施者）

【機器が引き取られる際の取組】

* 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明（引取証明書の写し）を確認し､確認できない機器の引取りを禁止（廃棄物・リサイクル業者等が充塡回収業者としてフロン回収を⾏う場合などは除く。）

出典：環境省ホームページ（http://www.env.go.jp/earth/furon/gaiyo/sanko.html）の改正フロン排出抑制法に関する説明会資料 (令和元年度版)より抜粋